

(2020年4月7日開始) 新型コロナウイルス発生に伴う

きっぷ・特急券等・回数券のお取扱いについて

弊社では、新型コロナウイルス感染防止に伴い、次のお取扱いを行わせていただきます。

1 使用開始前のきっぷの無手数料払いもどしについて

【対象のお客さま】

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的にイベント等が中止、延期または規模縮小等が決定したことを事由に、ご旅行を見合わせる場合
- 新型コロナウイルスへの感染防止を事由としてご旅行を見合わせる場合

【対象のきっぷ】

使用開始前の普通乗車券、特急券、団体乗車券、企画乗車券（一部を除く）

【払いもどし期間について】

- 有効期間が2020年4月7日～同年5月25日の間を含むものについて、2021年5月25日までお取扱いをいたします。
- 有効期間が2020年5月26日～同年6月18日までの間を含むものについて、有効期間前までのお申し出のお取扱いといたします。

2 特急列車およびS L運休に伴う無手数料払いもどしについて

【対象のお客さま】

緊急事態宣言発令による特急列車の一部運休およびS L運休に伴う、運休列車のきっぷ・特急券・S L座席指定券をお持ちのお客さま

【払いもどし期間について】

乗車日が2020年5月25日までのものは2021年5月25日まで、2020年5月26日以降のものは発行日の翌日から1カ年までお取扱いをいたします。

3 回数券の払いもどしについて

【対象のお客さま】

有効期間に緊急事態宣言発令日の2020年4月7日を含む回数券を払いもどしされる場合

【払いもどしの計算方法】

お申し出日にかかわらず、緊急事態宣言発令日の翌日を払いもどし起算日とし、発売額からご使用済みの券片に対する普通旅客運賃（10円単位運賃）と手数料220円を差し引いた額を払いもどしいたします。

【払いもどし期間について】

2021年5月25日までお取扱いをいたします。

お客さまのご理解とご協力をお願いいたします。